

食の安全・安心シンポジウム
「食品のリスクを考える～食品と放射能～(滋賀県)」
平成23年10月19日(滋賀県)

参加者の皆さんとの意見交換の主なやりとりは以下のとおりです。

○: 食品安全委員会事務局

□: アドバイザー

Q: 暫定規制値について、小さな子どもに対しても安全な値と言えるのか

○: 暫定規制値を設定したのは厚労省であり、その値については言及できる立場ではありませんが、暫定規制値の設定方法について簡単に説明すると、資料として配付しました「食品の安全性に関する用語集」スライド番号 47 番に記載のとおり、大人から乳幼児にいたるまで摂取量を勘案し最も厳しい値を採用しているので、乳幼児など最も感受性の高い人を考慮して設定された値と理解していただきたい。

Q: ウクライナやベラルーシに比べ規制値が甘い。生協では独自に基準を設け対応するといった動きもある。暫定とはいつまでか。食品安全委員会は縦割り行政ではなく、全体を統括する組織なので厚生労働省に委ねるのではなく、暫定規制値の今後の展望について知見を述べて欲しい。

○: 科学と規制を分ける目的で食品安全委員会は組織されたということをご理解願います。暫定規制値についても同様ですが、ウクライナやベラルーシなどについては、当初は暫定的に規制値が設けられ、除染が進むなど、実践可能な状況に応じて段階的に規制が厳しくなっていた経緯があったと聞いています。

段階的規制を採用するかどうかは管理側がお考えになることですが、チェルノブイリ周辺国の規制値が最初から現在の 30 や 40Bq といった値ではなく、最初は現在の日本の暫定規制値より遙かに高い(甘い)値で設定され、段階的に低く(厳しく)設定されたもののことです。

□: 独自基準というより、国の定めた基準を守ることが第一だと考えています。その上で、生産者レベルでは努力されているので紹介します。

福島県のある農家では国の暫定規制値より厳しいウクライナ基準と言われる 40Bq を出荷規制値として独自に規制をかけて努力しています。風評被害を防ぐためにもそういった努力を消費者に発信していくのも我々の役割と認識しています。(西山アドバイザー)

Q：①ICRPが示した国際基準値の根拠はどこからきているのか。チェルノブイリやスリーマイル島、核実験等のデータを評価しているのか。②食品安全委員会の構成メンバーは省庁の天下りがいるのか。③日本の原子力爆弾や第五福竜丸の被ばく経験は活かされているのか。④県内産の食品の安全性は理解できるが、県は流通加工食品の安全性についてはどのように対応しているのか。

○：ICRPは原子力管理の立場から原子力の事故や災害を防止するため、各国に必要な勧告を行う機関で勧告のバックデータは広島、チェルノブイリやスリーマイル島のデータも採用されています。チェルノブイリではヨウ素について子どもへの影響が十分に考慮されてなかった反省も踏まえ勧告されています。食品安全委員会が行った緊急取りまとめの評価についてもICRPの勧告のベースとなった原爆被爆の論文にまで遡って評価を行いました。

食品安全委員会の委員には役人はおらず、全て科学的知見をもつ専門家です。7名の委員の選定は最終的には国会の議決を必要とします。7名の委員の下に専門調査会というそれぞれジャンルに応じた調査会があり、専門家を招いて議論いただいており、約200名強の学識経験者がいます。今回、評価のデータとして採用できたのが広島・長崎の原爆データであり、第五福竜丸の被ばく事故は状況等が大きく異なるため、直接的には引用されていないと思われます。また、チェルノブイリ事故のデータは、具体的な被ばく線量の推定が不十分など、委員会が示した生涯100mSvを左右させるまでには至りませんでした。

□：基本的に食品の安全性の確保は出荷・生産地を所管する自治体が行うこととなっています。今回問題とされている放射性物質に汚染された食品は県内に流通していないと考えており、県として大がかりに検査をする予定はありません。しかし、流通食品に対する県民の不安が大きいことも理解しており、県内流通食品に関してもモニタリング検査を実施することとしました。（井上室長）

Q：食品それぞれに規制値は設けられているが、色々な食品を食べればそれだけ多く体に取り入れることになり、規制値を超えるのではないか。

□：様々な食品を食べることを考慮して設定されたものです。（井上室長）

Q：①生物学的半減期について説明があったが、日々食べ続ければ蓄積していくのではないか。②自然放射線被ばくについて説明があったが原発事故後、そのデータは変化しバランスが崩れているが、今後の提言はどうなるのか。③検査した測定値を示して欲しい。500Bqといった高い値は子どもには食べさせたくない。規制値を超えてなければ499Bqなのか20Bqなのか分からず判断できず、結果として遠い産地の物を選ばざるをえない。④先ほど規制が厳しいと守られないと言

う説明があったが、食品安全委員会は国民の食の安全を守る立場から意見する機関と思っていたが、私たち国民よりも業者側に立っているように思える。食の安全をどう考えているのか。

○生物学的半減期について、今の状況をみると原発からどんどん放射性物質が出ている状況ではないので、あとからどんどん体に入ってくるとは考えられず、100msvはその辺りにも考慮されています。生涯累積100msvという値は、原発事故後の放射線量の変化を踏まえて、これまでの自然放射線の被ばくに加えて100msvとしたもので、追加の被ばくとして考慮したものです。私たちが示した数値は食品安全基本法に基づき、国民の安全を第一に考えて示した数値であり、これに基づくルール作りをしていただくのが大前提ですので、出てきた基準が甘すぎ、国民の健康が守られないと判断した場合には、食品安全委員会として管理機関に対して勧告することはできます。また、検査数値を表示することについては、暫定規制値を多少オーバーしても実質的には健康に問題はない中で、数値を示すことによって物流、コスト、消費者の購買行動などに大きな影響を及ぼすので、安易に行うことは避けた方が良いのではないのでしょうか。

□：食品を扱う上で理想的ではなく現実的な考えを採用しなければならないと考えています。食べ物は限りある資源であり、それを上手に利用しなければなりません。例えば食品添加物であれば安全率や不確定因子という数値を用いて数値を小さくする方法をとる。食べ物について、安全に利用しようという方法は皆同じですが、その手段が立場によって異なるので、それについて議論し現実的な判断をしなければなりません。現実的なという部分で様々な意見があると思う。暫定規制値についても、その設定方法は妥当であると思います。まずは信じることから入るのがいいのかなと思います。(柴田アドバイザー)

Q：①チェルノブイリ事故の際の輸入食品には370Bqの基準値が設けられていたが今回、それよりも高い(ゆるい)値が設定されており、それで安全と言えるのか。②暫定規制値はいつまで続けるのか。③ICRPが内部被ばく事故を隠蔽していたとの報道を見たことがあり、ICRPを教科書のように扱うべきではない。欧州放射線リスク協会を参考とすべき。

〈各国の規制値については消費者庁Q&AのP17を参照してください。(瀬古コーディネーター)〉

○：ECRR（欧州放射線リスク委員会）のことをおっしゃっていると思うが、ECRRについてもチェックはさせていただいたが、ECRRの報告書の前文には「この報告書の論文は必ずしも査読していないものも含む」と記載されており、そういった科学的な目でチェックを受けていない論文を国として、科学的、中立公正の立場

として、検証なしには採用することはできません。しかし、暫定の今の数値が良いとは思っておらず、今回出させていただいた100msvという値は、緊急時が続くとの前提ではなく、普遍的に、緊急時や平時を問わず、健康に影響を及ぼさないとされている追加の被ばく量として示しているものですので、平時における規制値もこれを考慮して設定されるものと考えており、暫定をいつまで続けるかについては、その推移を見守り管理側で設定いただくものと考えています。

□：今、久保専門官がおっしゃったことは非常に重要で、論文というのは同僚や他の研究者の批判や意見を反映したものであるかどうか重要で、学者の勝手な意見であるか見極める必要があります。学者の意見には「どの論文に基づく意見ですか。」と尋ねてほしい。それから、基準という言葉も扱いを間違えると大変で、基準は自分が自ら考えて使う参照値と考えて欲しい。規則は守る、基準は自ら考えて活用するものだと思います。（柴田アドバイザー）